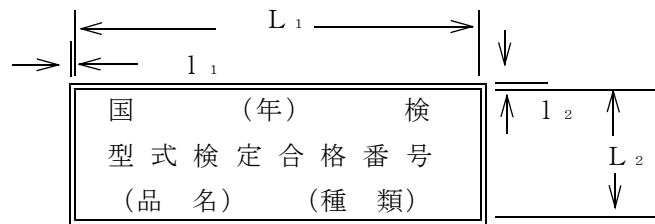


様式第11号(3)(甲)(第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章(防じんマスク
及び防毒マスクの面体用並びに電動ファン付き呼吸
用保護具の面体等用)



備考

1 この型式検定合格標章は、次に示す寸法によること。

L_1 16ミリメートル以上

L_2 10ミリメートル以上

l_1 及び l_2 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下

2 この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。

(1) 吸気補助具付き防じんマスク

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黄色又は淡黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスクの面体に付すものとする。

(2) 吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク、防毒マスク及び電動ファン付き呼吸用保護具

金属その他耐久性のある材質のものに、地色を黒色で、字及び縁を白色又は銀色で、明瞭に表示し、吸気補助具付き防じんマスク以外の防じんマスク又は防毒マスクにあつては面体に、電動ファン付き呼吸用保護具にあつては面体、フード又はフェイスシールドに付すものとする。ただし、使い捨て式の防じんマスクにあつては、この型式検定合格標章と同一の形式で直接面体に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。

3 「国(年)検」の欄中(年)は、型式検定に合格した年(有効期間が更新されたときにあつては、当該更新に係る更新検定に合格した年)を、「'16)又は(平28)のごとく表示すること。

4 「品名及び種類」は、次によること。

(1) 防じんマスク

品名は、DRと表示し、種類は、取替え式のもののうち、吸気補助具付き防じんマスクで隔離式のものにあつては「隔補」、吸気補助具付き防じんマスクで直結式のものにあつては「直補」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので隔離式のものにあつては「隔」、吸気補助具付き防じんマスク以外のもので直結式のものにあつては「直」、使い捨て式のものにあつては「捨」、また、その性能により、RS1、RS2、RS3、RL1、RL2、RL3、DS1、DS2、DS3、DL1、DL2又はDL3と表示すること。

(2) 防毒マスク

品名は、GMと表示し、種類は、隔離式にあつては「隔」、直結式にあつては「直」、直結式小型にあつては「直小」と、防じん機能を有する防毒マスクにあつては、その性能によりS1、S2、S3、L1、L2又はL3と表示すること。

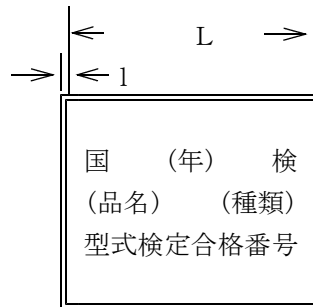
(3) 電動ファン付き呼吸用保護具

品名は、PRと表示し、種類は、通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」、また、漏れ率に係る性能により、S、A又はBと表示すること。

5 金属その他耐久性のある材質のものに型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一のものに表示することができる。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。

様式第11号 (3)(乙) (第14条関係)

労働衛生保護具用型式検定合格標章（吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具、防じんマスク及び電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）並びに電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン用）



備考

- この型式検定合格標章は、正方形とし、次に示す寸法によること。
一辺の長さ (L) 10ミリメートル以上
縁の幅 (1) 0.1ミリメートル以上1ミリメートル以下
- この型式検定合格標章は、次に定めるところにより表示すること。
 - 吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具
紙等に、地色を黄色で、字及び縁を黒色で、明瞭に表示し、吸気補助具が分離できる吸気補助具付き防じんマスクの吸気補助具に付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接吸気補助具に明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
 - 防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
紙等に、地色を白色又は銀色で、字を黒色で、明瞭に表示し、防じんマスク若しくは電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材、防毒マスクの吸収缶（防じん機能を有する防毒マスクに具備されるものであつて、ろ過材が分離できるものにあつては、ろ過材を分離した吸収缶及びろ過材）又は電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに付すものとする。ただし、この型式検定合格標章と同一の形式で直接ろ過材、吸収缶又は電動ファンに明瞭な表示をすることにより貼付に代えることができる。
- 「国 (年) 検」及び「種類」の表示方法は、様式第11号 (3) (甲) の備考3及び4の例によること。ただし、電動ファン付き呼吸用保護具のろ過材及び電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファンに係る「種類」の表示方法については、次の方法によること。
 - ろ過材
その性能により、PS1、PS2、PS3、PL1、PL2又はPL3と表示すること。
 - 電動ファンが分離できる電動ファン付き呼吸用保護具の電動ファン
通常風量形にあつては「通」、大風量形にあつては「大」と表示すること。
- 紙等に型式検定合格標章を表示する場合にあつては、一の型式検定合格標章について1に示す寸法とした上で、複数の型式検定合格標章を同一の紙等に表示することができる。また、複数の型式検定合格標章を表示すべき場合であつて、型式検定に合格した年、品名及び種類が同一であるときは、当該型式検定合格標章に表示すべき型式検定合格番号を、一の型式検定合格標章に並べて表示することができるものとする。